

[テーマ]

基準Ⅳ-C ガバナンス

- (a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

監事は「寄附行為」に基づき、学校法人全体の業務及び財産の状況について監査を行い、毎回の理事会、評議員会に出席し、意見を述べている。評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営されている。

本学園の業務運営並びに日常の予算執行は、法令及び「寄附行為」並びに諸規程に基づき適切に管理運営されている。

- (b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

監事の職務をサポートする内部監査部署を設置する。

[区分]

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

監事は、「寄附行為」第5条において、定数2人と規定しており、現員は2人である。監事は私立学校法第37条第3項の規定に従い、学校法人全体の業務及び財産の状況について監査し、その状況について毎会計年度終了後2月以内に監査報告書を作成し、理事会、評議員会に出席し、報告している。また毎回の理事会、評議員会に出席し、業務及び財産の状況について必要な意見を述べている。【備付資料：No.111】

公認会計士による会計監査は、公認会計士3～4人の体制で、年間15日間の延日数で行われており、監事は公認会計士とも連携し、財産状況、業務執行状況について意見交換を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事は、「寄附行為」に基づき適切にその職務を行っているが、監事の職務をサポートする体制の整備が必要である。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

評議員会は、私立学校法第41条第2項で定める理事の定数(8人)の2倍を超える定数20人で組織しており、現員は20人である。評議員の選任は「寄附行為」第22条で次のとおり定めている。

- ①この法人の職員で理事会において選任した者…7人
- ②この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から理事会において選任した者…1人
- ③この法人の設置する学校に在籍する幼児、生徒又は学生の保護者のうちから理事会において選任した者…2人
- ④学識経験者のうちから、理事会において選任した者…10人

評議員会は私立学校法第42条及び「寄附行為」の定めるところに従い、予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分、事業計画等について審議しており、理事会の諮問機関として適切に運営されている。平成24(2012)年度の評議員会の開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	評議員出席状況		監事出席状況
	本人出席	書面出席	出席
平成 24 年 5 月 28 日	15	4	2
平成 24 年 9 月 28 日	11	8	2
平成 25 年 1 月 24 日	11	8	2
平成 25 年 3 月 28 日	14	6	2

- (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
特になし。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

- (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学園は例年 9 月の理事会において、中長期計画に基づき翌年度の学園の事業計画及び予算編成方針を決定し、各関係部門に指示している。各関係部門はこの事業計画と予算編成方針に従い、予算編成部署毎の翌年度の事業計画及び予算要求書を作成し、各部署から提出された事業計画案と予算要求書を基に学長、理事長の順に予算査定を行っている。法人本部で本学園全体の翌年度の事業計画案と予算案を作成し、3 月に評議員会の意見を求めた上で、理事会で決定している。【提出資料：No.32】決定された事業計画と予算及び予算執行方針は年度内に各関係部門に指示され、各関係部門は予算執行方針に基づき適正に執行している。

日常的な出納、経理業務は「経理規程」に基づき適切に行われ、月次試算表を毎月適時に作成し、法人本部経理責任者を経て財務担当副理事長、理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は、学校法人会計基準に基づき作成され、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。【提出資料：No.27・28／備付資料：No.81】

公認会計士による会計監査は、3～4 人の公認会計士により年間 15 日の延日数で行われており、監査には本学経理部事務職員、法人本部職員が立ち会い、公認会計士の質問や意見等に適切に対応している。公認会計士の監査報告書における監査意見は特に付されていない。監事と公認会計士との意見交換、公認会計士と財務担当副理事長、法人本部長、本学事務局長との意見交換は監査の都度随時行われている。また前半期の中間決算状況については法人本部から財務担当副理事長、理事長に報告を行い、評議員会、理事会にも報告を行っている。【備付資料：No.86・112】

資産運用については、「資産運用規程」に基づき、安全確実を旨とし運用を行っており、金融機関の定期預金が大部分を占めている。

組織的・計画的な寄付金の募集は行っていないが、寄付金は適正に受け入れている。学校債の発行は行っていない。

本学園の教育情報、財務情報の公開については、本学ホームページ上で公開するとともに、「学校法人金城学園財務書類等閲覧規程」に基づき、本学園に在学する者その他の利害関係者の閲覧に供することとしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特になし。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

法人業務を円滑又は迅速に処理するため、常勤理事会を設置しており、管理運営機能が強化されている。【備付資料：No.87】

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。